

7 平和構築における選挙制度のあり方

佐 藤 令

目 次

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| I 分断された社会における選挙の意義 | 3 単記移譲式投票制 |
| II 望ましい選挙制度 | 4 少数派の代表を保障する措置を盛り込んだ制度 |
| 1 名簿式比例代表制 | |
| 2 選択投票制 | III 選挙制度の選択における留意点 |

I 分断された社会における選挙の意義

冷戦終結後、世界で発生する武力紛争の主流は、国家間の戦争から民族紛争などの内戦に移行している。内戦で、民族や宗教などの社会集団によって分断された紛争後の社会では、それまで押さえ込まれていた民衆の不満が、何かのきっかけで爆発することも多い。紛争後社会に民主的制度を導入すれば、平和がもたらされるとは限らないが、民主的政治体制を構築し、人々の意見が表明されるチャンネルを用意し、さまざまな紛争の種が法的な手続きを経て解決されるようにすることは、政治的・社会的な安定のために重要な要素である⁽¹⁾。

人々の意見が表明されるチャンネルを用意するためには、多様な社会集団の意思が議会に反映され、政策決定過程に参加することが求められる。このような議会をつくるためには、どのような選挙制度によって選挙を行うかが極めて重要になる。たとえ複数の政党の得票が全く同数であったにしても、採用する選挙制度によって、連立政権となることもあるし、一党の単独政権

となることもある。また、民族的に分断された社会においては、選挙制度によっては、他の民族に対して協調的に行動する政党に有利に働く場合もあるし、自らの民族の主張ばかりする政党に有利に働く場合もある。分断された社会の和解という視点を欠いたまま選挙を行うと、分断をさらに深め、再び紛争を招くことになりかねない。選挙は民主化への万能薬とはいえないものの、単なるプロセスにはとどまらない。分断社会が民主化するための重要な手段である。

平和構築における我が国の選挙支援は、選挙監視員の派遣、選挙資材提供及び資金支援などに限られ、選挙制度の設計などの支援については消極的であった。いかなる選挙制度が紛争後社会の平和構築に適しているのかについて論じた文献もほとんど見受けられない。その中で国際民主化選挙支援機構（International IDEA）は、過去に携わってきた選挙支援の経験に基づいて、平和構築の時期に限らず、分断された社会が民主化していくまでの過程においてふさわしい選挙制度や、各制度の利害得失について論じた資料⁽²⁾を公表している。本稿では、同資料の内容を紹介することとしたい。

(1) 稲田十一『紛争と復興支援—平和構築に向けた国際社会の対応』有斐閣, 2004, pp.36-38.

II 望ましい選挙制度

選挙制度は多数代表制 (Plurality-Majority Systems) と比例代表制 (Proportional Representation Systems) に大別される。多数代表制は、各選挙区で多くの票を得た候補者から順に (小選挙区制の場合は最多得票の1人を) 当選者とする制度であり、比例代表制は、政党の得票に応じて議席を配分する制度である。世界各国では、この両制度にさらに様々なバリエーションを加えた制度を採用している。

しかし、分断された社会においては、以下のような理由から、一般的に、多数代表制の典型である小選挙区制は適さないとされている。

- ①少数派は議席をほとんど獲得できない可能性が高く、選挙への参加を拒否し、和平への抵抗勢力となりかねない。
- ②人口に応じて選挙区割りする必要があるが、ゲリマンダー (特定の政党や候補者に有利なように区割りすること) の危険性があるとともに、そもそも人口調査が不十分な場合が多く、区割りの作業自体が困難である。

過去の経験から、分断された社会にとっては、1. 名簿式比例代表制、2. 選択投票制、3. 単記移譲式投票制、4. 少数派の代表を保障する措置を盛り込んだ制度、などが望ましい選挙制度であると言われている⁽²⁾。

以下、紛争後社会の平和構築において有用かどうかという観点を中心に、各制度の概説を行う。

1 名簿式比例代表制 (List Proportional Representation System)

名簿式比例代表制は、多極共存型民主主義の重要な要素である。多極共存型民主主義とは、オランダの政治学者のレイプハルトが概念化した政治体制で、民族、宗教、言語などによって分断された社会でも、各集団の連合によって、安定した政治体制を構築することができる、とされている。多極共存型民主主義は、①大連合による統治、②相互拒否権または全会一致の原則、③政治的・代表・官吏任命・公共の基金それぞれの配分の基本的基準としての比例性原則、④各区画がそれ自体の内部問題を管理するための高度の自律性、の4つの要素を持つ⁽⁴⁾。いわゆるウエストミンスター型の多数決主義とは異なる、多民族共存型で権力共有型の政府を形成するのである。

名簿式比例代表制の利点は、以下の通りである。

- (1) 比例性の高い選挙結果となる。

上記③の政治的・代表の比例性という要素にかなう制度である。少数派でもある程度の議席数を獲得できる可能性が高いため、少数派を和平プロセスに参加させることが容易になる。小党の乱立を招く恐れもあるが、分断社会においては、小党乱立の問題よりも、政治的に重要な勢力を議会から排除してしまうことの問題の方が極めて大きいのである。

- (2) 選挙区割りの作業を回避できる。

選挙区を細分化する必要がないため、以前か

(2) Ben Reilly and Andrew Reynolds, "4.4 Electoral Systems for Divided Societies," *Democracy and Deep-Rooted Conflict: Options for Negotiators*. Stockholm: International IDEA, 1998, pp.191-211. <http://www.idea.int/publications/democracy_and_deep_rooted_conflict/upload/ddrc_full_en.pdf>

(3) *ibid.* p.192.

(4) アーランド・レイプハルト (内山秀夫訳) 『多元社会のデモクラシー』三一書房, 1979, p.43 (原書名: Arend Lijphart, *Democracy in plural societies: a comparative exploration*. 1977.) などによる。

ら存在していた自治体や区域を選挙区とするこ
ともできるし、全国一区の選挙区とするこ
も可能である。

(3) 投票者及び管理者にとって、他の制度に比
べて簡単な制度である。

後述の選択投票制や単記移譲式投票制は、投
票方法が複雑であるのに対し、名簿式比例代表
制は原則として政党名を一つ選択すればいい簡
単な制度である。投票者も管理者も選挙の経験
が比較的少ない場合には、制度が簡単なことは、
非常に重要な要素である。

その他に、名簿上で女性や少数派を当選圏内
に置くなどの措置を組み込みやすい、という利
点も有している。

しかし欠点もある。第1に、比例代表制の選
挙区は、複数議員を選出する広い選挙区を必要
とするため、有権者に顔が見えない議員になっ
てしまう。第2に、多極共存型民主主義の議論
は、民族のリーダーがその支持者たちよりも穏

健である、という仮定に基づいていることであ
る。多極共存型民主主義の構造は、民族間の連
合を促すというよりも、民族主義政治を確立さ
せるに過ぎない。それゆえに、多極共存型民主
主義は、社会の分断が深刻な時期には適した制
度であるが、その後の民主主義を定着させてい
く時期には適していない。

1995年の Dayton 和平合意の後、ボスニア・
ヘルツェゴビナでは名簿式比例代表制を採用し
たが、政治代表の比例性だけでは、いかに和解
に役立たないかの好例になってしまった⁽⁵⁾。同
国の選挙では、主要政党は自らが基盤とする民
族からの得票だけに依存したために、民族問題
に対して協調的に行動することへの誘因はほと
んど生まれなかった。むしろ、民族問題という
カードを使って支持者を動員することが容易で
あったため、主要政党は分裂的な主張を強める
ことが多かった⁽⁶⁾。このような場合、名簿式比
例代表制による選挙結果は、単なる民族別人口
調査のようになってしまうのである。

【名簿式比例代表制】

名簿式比例代表制の下では、選挙人は選挙区において、選挙に参加している諸政党から提示された候補者名簿を選択する。各政党は得票の割合に応じた数の議席を与えられ、その名簿の中から当選人が決定される。

政党の獲得議席数が決定すると、名簿のどの候補者が当選人となるのが決定されなければならない。この方法は、①名簿に記載されている氏名の順番による拘束名簿式、②名簿に記載されている候補者の中から選挙人が候補者を選択でき、その票数の順による非拘束名簿式、③名簿に記載されていない候補者も選挙人が選択できる自由名簿式の主に3種類に分類される。

<計算例⁽⁷⁾>

ある選挙区では、定数が8議席で、3政党が候補者名簿を提出した。有効投票総数は10万票であったとする。1名が当選するのに必要な票数（ヘアー式当選基数）は $10万 \div 8 = 12,500$ 票である。

各政党の得票数は以下の通りであったとする。

A党	B党	C党
48,000票	32,000票	20,000票

各政党の得票数をヘアー式当選基数で割り、商の整数部分と余りを求める。

	商（整数）	余り	余りの大きさの順	合計議席数
A党： $48,000 \div 12,500 = 3 \dots$	3	10,500	①	+ 1 = 4 議席
B党： $32,000 \div 12,500 = 2 \dots$	2	7,000	③	= 2 議席
C党： $20,000 \div 12,500 = 1 \dots$	1	7,500	②	+ 1 = 2 議席

各政党は、まず商（整数）の議席を獲得する。A党は3議席、B党は2議席、C党は1議席となる。

しかし、議席数の合計は6議席で、定数（8議席）に2議席足りない。この場合は、定数に達するまで、各党の余りの大きさの順に1議席ずつを追加配分していく。余りが最も大きいのはA党で、2番目に大きいのはC党なので、A党とC党に1議席ずつを追加配分する。したがってA党が4議席、B党が2議席、C党が2議席となる。

(5) Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.197.

2 選択投票制 (Alternative Vote System)

選挙制度設計の別の考え方として、単に議席配分の比例性を重視するのではなく、各集団の有権者に対して、他の集団との協調を促すことを重視するものもある。この考え方の核心は、政治家や政党に対して、自らの支持基盤からだけでなく、他の集団からも票の獲得を促すことにある。オーストラリア下院、フィジー及びパプアニューギニアで採用されている選択投票制の特徴は、候補者に対して、他の集団の支持者

にとつての2番目の選好になろうとすることを強く促す点である。これは選択投票制が過半数の得票を必要とするため、第2選好の票を上手く獲得した候補者が有利となるからである。勝利のために無党派層の支持を獲得するには、政策課題で中道寄りの主張をしなければならなくなるし、過激な問題に対しても、その中道寄りの主張に沿って対応しなければならない⁽⁸⁾。

しかし、選択投票制には、選挙区割りの問題という欠点がある。選択投票制は小選挙区制の一類型であるため、小選挙区制と同様に区割り

【選択投票制】

選択投票制（優先投票制とも呼ばれる）は各選挙区から1人を選出する、多数代表制の一類型である。選択投票制においては、選挙人は投票用紙に記載された各候補者に対して、選好順位を付して投票する。第1選好順位に従って開票を行い、有効投票総数の過半数を獲得した候補者がいる場合には、その候補者を当選人とする。過半数を獲得した候補者がいない場合には、最も得票の少なかった候補者の票を取り崩し、その票をそれぞれの第2選好順位に指定されている候補者の票として移譲し計算する。この手続きを、過半数を得る候補者が出るまで繰り返し、過半数を得た者を当選人とする。

<計算例⁽⁹⁾>

ある選挙区では、3名が立候補し、有効投票総数は60,000票であったとする。当選は過半数の得票が条件となるので、30,001票以上の得票が必要である。

○第1段階

3名の候補者の第1選好順位での得票が、次の通りであったとする。

A 候補	B 候補	C 候補
23,000票 (38%)	15,000票 (25%)	22,000票 (37%)

A 候補が23,000票で最多の得票であったが、有効投票総数の約38%で、過半数に達しなかった。そこで最下位であったB 候補が除外される。

○第2段階

B 候補を第1選好順位とした投票用紙のうち、第2選好順位をA 候補としたものは6,300票、C 候補としたものは8,700票であった。それぞれ票が移譲され、B 候補とC 候補の最初の得票に加算された。

	B 候補からの配分	最初の得票	
A 候補 :	6,300 +	23,000	= 29,300
B 候補 :	(落選)		
C 候補 :	8,700 +	22,000	= <u>30,700</u>

B 候補の得票を移譲して行われた第2段階の集計の結果、第1段階では次点だったC 候補の得票が、A 候補を逆転して過半数に達し当選が確定した。候補者が多く、なかなか過半数が取れない場合は、上記移譲の過程が繰り返される。

(6) *ibid.* ボスニア・ヘルツェゴビナ下院の選挙は、ムスリム人勢力とクロアチア人勢力からなるボスニア連邦と、セルビア人勢力からなるスルプスカ共和国の2地域に分割して選挙が行われるが、各勢力を基盤とする民族主義政党が圧倒的多数の議席を占めた。民族主義政党は、デイトン体制よりも自民族の利益を優先させる立場を公然と表明していた（久保慶一「デイトン合意後のボスニアにおける選挙と民族問題」『ロシア・東欧研究』31号, 2002, p.76.）

(7) ここでは拘束名簿式比例代表制、配分議席の計算にはヘアー式最大剰余法を用いた。日本ではヘアー式最大剰余法ではなくドント式が用いられている。

(8) *ibid.*, pp.197-198.

(9) 計算例はオーストラリア大使館広報文化部『オーストラリアの選挙制度』を参考にした。<http://www.australia.or.jp/gaiyou/japanese_resources/pdf/election2004.pdf>

が困難である。

また、選択投票制が効果的に機能するためには条件がある。小選挙区内で争う政党数が多いほど、他の集団からの票の獲得は意味があることになる。しかし、多くの分断社会では、同じ集団は同じ地域に集住する傾向が強いので、1つの小選挙区内は民族や宗教などによって均質化してくる。過半数を獲得する自信のある候補者は自らの集団の有権者の第1選好票を獲得で

きればいいので、他の集団との協調は不要になる。つまり、選択投票制が機能するのは、集団が完全に分散しているか、2、3の大きな集団が広く分散し、混在しているか、いずれの場合に限られる⁽¹⁰⁾。

3 単記移譲式投票制 (Single Transferable Vote System)

単記移譲式投票制は、比例性を最大化する名

【単記移譲式投票制】

単記移譲式投票制は、各選挙区から複数の当選人を選出する、比例代表制の一類型である。選択投票制と同様に、選挙人は投票用紙に記載された各候補者に選好順位を付して投票する。選択投票制と異なるのは、1つの選挙区からの当選人数及び落選者の得票に加えて、当選者の剰余票をも移譲する点である。

選挙人は投票用紙に記載されている各候補者に選好順位を付して投票する。票が計算される際、最初の段階では、第1選好順位に従って分類される。当選が宣言されるためには、候補者はある一定の票（当選基数）を獲得しなければならない。最初の段階で、当選基数以上の得票をした候補者は当選が宣言され、当選基数を上回る得票（剰余票）は、それぞれの第2選好順位の指定に従って移譲される。第2段階では、移譲によって加算された票により、当選基数に達した候補者が当選を宣言され、その剰余票が再移譲されるという手続きをさらに行う。

当選者の剰余票の移譲を終えても当選者数が定数に満たない場合は、選択投票制と同様に、最も得票の少なかった候補者の票を取り崩し、その票をそれぞれの第2選好順位に指定されている候補者の票として移譲し計算する。この手続きを当選者数が定数に達するまで繰り返す。

<計算例⁽¹¹⁾>

ある選挙区では、定数が3名で、6名が立候補した。有効投票総数は24,000票であったとする。当選基数は $24,000 \div (3 + 1) + 1 = 6,001$ 、すなわち6,001票となる⁽¹²⁾。

○第1段階

6人の候補者の第1選好順位での得票が次の通りであったとする。

A候補	B候補	C候補	D候補	E候補	F候補
2,400票	5,500票	7,300票	1,400票	5,900票	1,500票

当選基数6,001票に達したのはC候補だけで、最初に当選が確定した。C候補の得票は当選基数を1,299票上回っており、この剰余票は、C候補を第1選好順位とした投票用紙の第2選考順位の候補者に配分される。

○第2段階

C候補を第1選好順位とした7,300枚の投票用紙のうち、第2選好順位で各候補を指定したものは以下の通りであった。

A候補	B候補	C候補	D候補	E候補	F候補
1,000票	4,000票	(当選)	200票	1,500票	600票

配分するのは1,299票なので、各票数に $1,299 / 7,300$ を乗じた値⁽¹³⁾を最初の得票に加算する⁽¹⁴⁾。

	C候補からの配分	最初の得票
A候補	$1,000 \times (1,299 / 7,300) = 178$	+ 2,400 = 2,578
B候補	$4,000 \times (1,299 / 7,300) = 712$	+ 5,500 = 6,212
C候補	(既に当選)	
D候補	$200 \times (1,299 / 7,300) = 35$	+ 1,400 = 1,435
E候補	$1,500 \times (1,299 / 7,300) = 267$	+ 5,900 = 6,167
F候補	$600 \times (1,299 / 7,300) = 107$	+ 1,500 = 1,607

B候補とE候補の得票が当選基数6,001票に達したので当選し、最初のC候補と合わせて合計3議席が決定した。もしこの段階でB候補だけしか基数に達しなかった場合には、さらにB候補の剰余票を残り4候補に移譲して、3人目を選ぶことになる。

この様な手順を繰り返しても改選議席の全てが埋まらない場合は、選択投票制の集計方式と同様に、最下位の得票者を順次除外し、その票を選好順位に従ってまだ当選していない候補者に移譲して当選者を決定する。

(10) Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.198.

(11) 計算例は、選択投票制と同様に、オーストラリア大使館広報文化部 前掲資料を参考にした。

簿式比例代表制と、他の集団との協調を促す選択投票制の中間に位置しており、比例性と協調を両立させるものという見解もある⁽¹⁵⁾。単記移譲式投票制は、比例代表制のように比例的な選挙結果をもたらす一方で、選好投票により、他の集団からの票の獲得を促すことにもなるので、各集団のリーダーは、自らの集団の利益ばかりにこだわらない主張をすることになる。

単記移譲式投票制は、上述の点から賞賛されることが多いものの、国政選挙で用いられている例は少なく、採用されているのは、アイルランド、マルタ及びオーストラリア上院の3ヶ国のみである。その理由は、単記移譲式投票制が、議員を選出する方法としては、政党を選択し、さらに政党の中で候補者を選択しなければならないという点で、あらゆる選挙制度の中で最も複雑な制度であること、また、選好投票が多く、の国で知られておらず、選挙制度を理解するには一定の読み書き能力と数学的知識が必要となることにある。小政党の力を強調しすぎるという欠点も有しており、この制度は批判されることが多い。また、アイルランドでは、我が国の中選挙区制と同様に、同一政党の候補者間の「同士討ち」が多くなっていることが指摘されている⁽¹⁶⁾。

分断社会での単記移譲式投票制の使用も、北アイルランドとエストニアに見られるのみである。北アイルランドでは、地方議会選挙や欧州議会選挙において長らく用いられており、イギ

リスの地方分権で創設された北アイルランド議会でも、単記移譲式投票制が導入された。これはカトリックとプロテスタントの権力の共有を目的としたものであり、1998年選挙では、カトリックもプロテスタントもそれぞれの宗教の枠組みを超えて、票を獲得したものの⁽¹⁷⁾、2003年選挙では両派間の票の移譲が減っており、協調を示す結果とはならなかった⁽¹⁸⁾。エストニアでは、ソ連からの独立前の1990年に用いられたが、他の民族からの票の獲得や、民族的な協調には至らなかった⁽¹⁹⁾。

4 少数派の代表を保障する措置を盛り込んだ制度

紛争解決に対するもう1つの選挙制度の考え方は、各集団からの議席の割合が、集団の人口に応じて配分されるような措置を、選挙制度の中に盛り込むことである。この考え方に立った4つの方法がある。

(1) 集団別選挙人名簿制度

各社会集団の重要性をはっきりと認識する最も容易な方法は、集団ごとに代表を選出する制度である。集団を基礎にして議席数を配分するだけでなく、議員の選出基盤を集団ごとに分けてしまうものである。通常、この場合には、集団ごとに独自の選挙人名簿を持ち、「自らの集団」の代表のみを議員に選出する。現在ではフィジーが人種別に選択投票制を用いており⁽²⁰⁾、

(12) 単記移譲式投票制の当選基数には、当選のための十分条件であるドループの基数が一般的に用いられる。ドループの基数は $[\text{有効投票総数} \div (\text{定数} + 1)]$ の商の整数部分 + 1 で求められる。

(13) 小数点以下は、合計が129票になるまで小数の大きい順に繰り上げる。

(14) グレゴリー式と呼ばれる移譲の方式。730票のうち129票をランダムに選んで、第2選好順位の票を計算する方式もある。

(15) Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.198.

(16) 甲斐祥子「イギリス選挙制度改革と単記移譲式比例代表制」『帝京国際文化』18号, 2005.2, p.95.

(17) 南野泰義「1998年北アイルランド地方議会選挙の構造」『立命館法学』2000年6号, pp.2736-2767.

(18) 同「2003年北アイルランド地方議会選挙に関する一考察—岐路に立つ「ベルファスト和平合意」—」『立命館国際研究』16巻3号, 2004.3, pp.23-46.

(19) Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.199.

ニュージーランドでは、先住民であるマオリがこの制度を選択することができる⁽²¹⁾。その他の国では、集団の代表が保障されている場合であっても、集団間の協調にとっては逆効果となることが多いため、集団別選挙人名簿制度は採用されていない。この制度には集団間の政治的な融合を促すものがないからである。また、特定の集団をどのように定めるのか、有権者をどのように公正に各選挙人名簿に分けるのかも困難である。

(2) リザーブシート制度

2つ目の方法は、特定の少数派に対して数議席を「リザーブ」しておく制度である。アフガニスタン、イラク、タンザニア、ネパールなどでは、女性に対するリザーブシートが設けられており、スロベニアでは、イタリア系住民とハンガリー系住民のリザーブシートが設けられている⁽²²⁾。パレスチナでは宗教的な少数派に対するリザーブシートが存在する⁽²³⁾。

しかし、リザーブシートによる代表は、真の影響力を持たない「象徴的な」議員としか見られない。また、リザーブシートは多数派の不満を生むこともあり、リザーブする議席数を巡って少数派間の不信を増大させることもある。

(3) ブロック投票制において候補者名簿に条件を課す制度

ブロック投票制は、1つの選挙区で最多の票を得た政党がその選挙区の全ての議席を獲得し、その名簿内の候補者は全員が選出される、という制度である。この制度自体は分断社会に適した選挙制度とはいえないが、集団ごとの議員数のバランスをとるために用いられることがある。というのも、政党が名簿にどのような候補者を登載するかによって、多様性を表すことができるからである。例えばレバノン⁽²⁴⁾では、政党名簿は、異なる宗派の候補者を混在させなければならない。したがって、有権者は宗派以外の基準を用いて投票しなければならない⁽²⁵⁾。シンガポールは、マレー人やインド人社会の少数派の代表を選出するために、同様の制度を用いている⁽²⁶⁾。

ブロック投票制の欠点は、1党が圧勝する可能性がある点である。例えば2006年のシンガポール選挙では、人民行動党は66.6%の得票で、直接選挙により選出される84議席のうち82議席を獲得した。モーリシャスの1982年選挙及び1995年選挙では、1党が直接選挙分の全議席を独占する結果となった⁽²⁷⁾。この可能性を排除するために、レバノンでは憲法や選挙法などで、

(20) 東裕「フィジーの選挙制度の変遷と近年の政治動向について」カミセセ・マラ（小林泉ほか訳）『パシフィック・ウェイ：フィジー大統領回顧録』慶應義塾大学出版会，2000，pp.379-387。フィジーでは、人種区分のない「オープンシート」も設けられており、有権者は人種別議席とオープンシートに対してそれぞれ1票ずつを投票することができる。

(21) 三輪和宏「諸外国の下院の選挙制度」『レファレンス』671号，2006.12，pp.92-93。ニュージーランドは小選挙区比例代表併用制を採用しているが、マオリ選挙区については小選挙区制が採用されている。マオリはマオリ選挙人名簿ではなく、一般の選挙人名簿に登録されることもできる。

(22) 間柴泰治「女性議員の増加を目的とした立法措置—諸外国におけるクォータ制・リザーブシート制の実施例—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』403号，2002.10.30，pp.2，9-10。

(23) 佐々木良昭「パレスチナ選挙」『海外事情』44巻3号，1996.3，p.67。

(24) レバノンの選挙制度は、大選挙区完全連記制であるが、有権者は政党が予め作成した候補者リストに対して投票することが多いため、本稿で取り上げているIDEAの資料ではブロック投票制に分類している。

(25) Reilly and Reynolds, *op.cit.*, p.200.

(26) 野畑健太郎「シンガポール憲法における多民族的制度の展開—グループ代表選挙区制を中心に—」『憲法研究』30号，1998，pp.137-149。

議会やその他要職の宗派構成を予め定めている⁽²⁸⁾。

(4) 「落選者のうちの最多得票者」議席制度

ブロック投票制と併せて利用されることが多いが、特定の集団での「落選者のうちの最多得票者」に議席を割り当てる制度である。例えばモーリシャスは、ブロック投票制を採用しているが、全70議席のうち、民族的なバランスを保つために、最多得票の落選者に対して8議席を割り当てている⁽²⁹⁾。また、シンガポールでは、野党の当選者が3名未満である場合には、野党の落選候補者の中から得票率の高かった順に3名に達するまで非選挙区選出議員として当選させる⁽³⁰⁾。

III 選挙制度の選択における留意点

分断された社会に限らず、あらゆる社会において、選挙制度が目指す主要な目的は、お互いに矛盾していることが多い。例えば、比例性を高めるために選挙区の当選人数を増やすほど、有権者と議会の距離は遠くなり、議員の顔が見えにくくなる。したがって、どのような目的を最重視するかによって、採用すべき選挙制度は異なる。

民主主義への移行期にある国家と民主主義が定着しつつある国家では、選挙の目的が異なる

ことが多い。民主主義への移行期にある国家の選挙制度で最も大切なことは、包括性を最大化させ、全政党にとって公正であり、選挙区割りなど選挙前に紛争が起きる余地を最小化することである。例えば、民族的に分断された中央アフリカでは、選挙の正当性を高め、選挙制度が不公正なものを受け取られることを避けるために、少数民族の代表者が議会から排除されないことが望まれた⁽³¹⁾。これらの目的は、名簿式比例代表制によって最もよく実現される。比例代表制は多党制を導き、多党制は過大規模連合政権⁽³²⁾を導きうる選挙制度だと考えられている⁽³³⁾。

一方、民主主義が定着しつつある国家では、有権者の要求に対して責任を持てる制度がより重要である。東欧の多民族国家では、少数民族の代表の問題も重要ではあるが、他に優先する問題もある。それは、政府が行き詰まることなく法律を施行し、有権者が望んだ場合は指導者を辞めさせることができる、というものである⁽³⁴⁾。これらの目標は、最小勝利連合政権⁽³⁵⁾または単独政権において実現が容易となり、そのためには、政党数は少ない方が望ましい。政党数を少なくするためには、小選挙区制が理想的である⁽³⁶⁾。

分断された社会の間でも、目的とするものは異なる。少数派の代表に重きを置く考えと、少数派の影響力を強調しようとする考えの間には

⁽²⁷⁾ Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.200.

⁽²⁸⁾ 青山弘之「第17期レバノン国民議会選挙結果」『現代の中東』40号, 2006.1, pp.32-61.

⁽²⁹⁾ Republic of Mauritius National Assembly ホームページ<<http://www.gov.mu/portal/site/AssemblySite>>。8議席の配分方法は憲法で詳細に規定されている。

⁽³⁰⁾ 三輪 前掲論文 p.95.

⁽³¹⁾ Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.201.

⁽³²⁾ 議会の過半数に達する政党がなく連合政権を形成する場合に、連合から排除しても過半数を得ることができるような政党を1つ以上含む政権。

⁽³³⁾ Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.201.

⁽³⁴⁾ *ibid.*

⁽³⁵⁾ 議会の過半数に達する政党がなく連合政権を形成する場合に、過半数を得るために必要最小限の政党が参加する政権。

溝がある。前者にとっては名簿式比例代表制がふさわしく、後者にとっては選択投票制や単記移譲式投票制がふさわしい。もちろん最良の選択は、全ての重要なグループの代表性を保ちつつ、その影響力を最大化させ、政策決定過程に取り込む、という双方を併せ持つことである。しかし、これらの目標は常に両立するものではない⁽³⁷⁾。

各集団のリーダーの和解を前提とした制度（名簿式比例代表制）と、有権者全体の和解を前提とした制度（選択投票制や単記移譲式投票制）の間に、第2の溝が存在する。エリートが有権者よりも穏健である地域では、名簿式比例代表制において大きな政党は様々なグループから候補者を名簿に載せることができる。有権者が和解のための原動力となるところでは、民族間で票のやり取りを促す選択投票制などによって、選挙が行われれば、穏健な指導者が生まれ、協調的な政策が行われる。しかし、エリートも有権者も和解の意思を示さない地域では、リザーブシート制度や候補者名簿に民族的な条件を課す制度を採用するなど、紛争の原因を明白に認識した制度が検討されるべきである⁽³⁸⁾。

また、選挙制度が採用される過程も重要である。一部の政治勢力が、特定の政党にとって有利になることを狙いとして採用した選挙制度に比べて、制度の選択の過程に全ての集団が参加して採用された選挙制度の方が、選挙結果も広く受け入れられることになる。選挙に敗れた勢力が、その敗北の原因を選挙制度によるものにより替えて、民主化への行程を不安定化させな

いように、制度の公正さに留意しなければならない。ニカラグアの1990年選挙では、オルテガ大統領率いるサンディニスタ民族解放戦線が敗北したが、選挙制度の公正さを受け入れて、その敗北を認めた。カンボジア、モザンビーク、南アフリカなどでも、各集団に広く受け入れられる制度改正を通じて、内紛を終結させるに至った⁽³⁹⁾。

主な紛争後の国家等で、実際に採用された選挙制度は表1の通りである。表1から、拘束名簿式比例代表制を採用する国が多いことがわかる。また、比例代表制を採用しない国においても、少数派の代表を保障する措置が採用される国が多い。その一方で、選択投票制や単記移譲式投票制は採用されていない。

パレスチナで採用されている大選挙区完全連記制は、ブロック投票制に近い制度であり、リザーブシート制度を盛り込むことで、少数派の代表を保障している。東ティモールで採用されている小選挙区比例代表並立制は、75人を全国単位の拘束名簿式比例代表制で、13人を県単位の小選挙区制で選出する。これは、基本的には集団ごとの人口と議席の比例性を重視しつつ、小選挙区で顔の見える地域代表も選出する、という意図で設計された制度と考えられている⁽⁴⁰⁾。アフガニスタンで採用されている大選挙区単記相対多数制は、複数の議員を選出するものの、選挙人は1人にしか投票できない制度であり、かつて、我が国の衆議院で採られていたいわゆる中選挙区制と同様の制度である。イラクで採用されている補償議席は、県単位の選

⁽³⁶⁾ Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.201.; アレンド・レイプハルト（粕谷祐子訳）『民主主義対民主主義 多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房, 2005, pp.90-91. (原書名: Arend Lijphart, *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*. New Haven: Yale University Press, 1999.)

⁽³⁷⁾ Reilly and Reynolds, *op. cit.*, p.202.

⁽³⁸⁾ *ibid.* p.204.

⁽³⁹⁾ “6. Advice for Electoral Systems Designers,” *Electoral System Design: the New International IDEA Handbook*. Stockholm: International IDEA, 2005, p.161.<<http://www.idea.int/publications/esd/upload/chapter%206.pdf>>

表1 主な紛争後国家・地域の下院（一院制を含む）の選挙制度

国・地域名	選挙年月	選挙制度	制度の概要
レバノン	1992年8—9月	ブロック投票制	12の選挙区に分割され、宗派ごとの議席数が定められている。
カンボジア	1993年5月	拘束名簿式比例代表制	州単位の比例代表制。
パレスチナ	1996年1月	大選挙区完全連記制	16の選挙区に分割され、7議席がキリスト教徒等によりザーブされている。
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1996年9月	拘束名簿式比例代表制	ボスニア連邦とスルブスカ共和国をそれぞれ単位とする比例代表制。
東ティモール	2001年8月	小選挙区比例代表並立制	県単位の小選挙区制と、全国単位の拘束名簿式比例代表制。
アフガニスタン	2005年9月	大選挙区単記相対多数制	34の選挙区に分割され、一定数の議席が女性によりザーブされている。
イラク	2005年12月	拘束名簿式比例代表制	県単位の比例代表制に全国単位の補償議席。総議席の25%が女性によりザーブされている。

(出典) 新聞記事、列国議会同盟 (Inter-Parliamentary Union) 資料等より筆者作成。

挙区で議席を獲得できなかった政党のうち、全国での得票数の合計が一定以上の政党に対して議席を与えるものである。

完璧な選挙制度というものには存在せず、その制度を設計するための正しい方法もない。選挙制度の設計者は、その地域のあらゆる政治的環境を踏まえて、十分な調査を行い、どの目的が最も重要なのかの優先順位をつけて、制度を設計していかなければならない。

選挙制度とは、その国の民主主義の有り様を決定する重要な要素である。分断社会の選挙制度を考えることは、民主主義や選挙の理念を改めて考えることに通じる。選挙制度を設計する場合は、目指すべき民主主義の有り様はどんなものかという原点に立ち返ることが求められるのである⁽⁴¹⁾。

<参考文献>

上杉勇司「紛争後選挙と選挙支援」大芝亮ほか編『平和政策』有斐閣, 2006.10, pp.243-265.

篠田英朗「選挙支援活動」『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社, 2003, pp.91-112.

O' Brien, Mitchell. "1. Participation, Representation and Reconciliation," *Parliaments as Peacebuilders: The Role of Parliaments in Conflict-Affected Countries* (WBI Working Papers). Washington D.C.: World Bank Institute, 2005, pp.5-7. <http://siteresources.worldbank.org/WBI/Resources/PARLIAMENTS_AS_PEACEBUILDERS-FINAL.pdf>

(さとう りょう 政治議会課)

(40) Anthony L.Smith, "East Timor: Elections in The World's Newest Nation." *Journal of Democracy*, Volume 15 Number 2 (2004.4), p.150.

(41) 選挙制度の理念とその背景となる民主主義の思想の関係について論じている資料として、加藤秀治郎『日本の選挙』(中公新書)中央公論新社, 2003.がある。